

犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会
第3回会議（平成22年3月19日開催）議事要旨

1 議事概要

- 第1回、第2回会議の討議内容を踏まえ、引き続き、
「犯罪死の見逃し防止のために早期に着手すべき課題」等について自由討議が行われた。

- 事務局から早期に着手すべき課題として
 - ・ 刑事調査官の増員によりどの程度の臨場率が必要か
 - ・ 刑事調査官が臨場できないケースのカバー方策
 - ・ 死体を取り扱う警察官と検案医の能力をどう向上させるか
 - ・ CT検査や薬物検査をどのように位置付けるか、どの程度実施すべきか
 - ・ 犯罪死の見逃し防止の観点から、どの程度の解剖率が必要か等について問題提起がなされた。

- 委員からは、
 - ・ 刑事調査官の臨場率の向上はもちろん必要であるが、やはり解剖を増やすことも必要である
 - ・ 刑事調査官を一気に増やすというのは難しいので、現場で死体を取り扱う警察署の警察官の能力を底上げするような方策も考えるべきである
 - ・ 将来の検視官を養成する意味で、検視に携わる若手をしっかり教育する必要がある
 - 全国規模あるいは都道府県ごとの教育を充実させ、現場に出て行く警察官のレベルを上げていくことが必要である
 - ・ 検案医については、医学教育の充実等によりレベルアップが必

要である

- ・ 身元確認を行う歯科医との連携の在り方について検討が必要
- ・ 警察、検案医、法医など関係者の連携が必要であり、現場から法医学教室等に画像を送信して見てもらうようなシステムが必要ではないか
- ・ 司法解剖ばかりではなく行政解剖をもう少し広げるべきではないか
- ・ 解剖しない死体については、薬物検査を必ず実施することが必要ではないか。

また、解剖しない死体については、CTを必ず撮っておくことが必要ではないか

- ・ 解剖体制を強化していくためには、解剖医だけでなく解剖に付随する業務（組織検査、薬物検査、個人識別）を行うスタッフを含めて増やす必要がある

等の意見が述べられた。

- 警察庁の調査研究事業として、フィンランド等の海外調査を検討している旨報告がなされ、委員から調査項目等について要望があれば検討することとされた。

2 その他

次回会議は、平成22年4月16日（金）開催予定

（添付資料）

海外調査対象国

海外調査対象国

フィンランド

死因の究明に関する法律により、我が国とは異なり、すべての異状死体の死因究明が警察の責任とされ、外表検査で死因がわからない場合は解剖が義務付けられているとの情報があることから、今後、我が国の死因究明制度を検討する際の参考になると思われる。

スウェーデン

死因診断を専門に行う法医学庁が1991年に設立され、異状死解剖率が100%との情報があることから、今後、我が国の死因究明制度を検討する際の参考になると思われる。

ドイツ

日本の刑事手続と類似の制度を有しているが、死因究明をより適切に行うための制度改正等が検討されているとのことであり、今後、我が国の死因究明制度を検討する際の参考になると思われる。

オーストラリア（ビクトリア州）

オーストラリアビクトリア州のコロナー（検死官）制度は、死因の解明だけでなく、そこから得られる情報を社会の安全や健康に役立てる仕組みとなっており、また、州都メルボルンに設置された死因診断の専門機関である州法医学研究所では、異状死体をすべてCTにかけ薬物検査をし、その6割を解剖しているとの情報があることから、今後、我が国の死因究明制度を検討する際の参考になると思われる。

イギリス

行政官と裁判官を兼ねたコロナー（検死官）が異状死の解剖の可否や死因の決定まで行っており、今後、我が国の死因究明制度を検討する際の参考になると思われる。